

2. 除雪サービス事業について

<事業の概要>

除雪サービス事業は、概ね75歳以上の高齢者世帯や重度身体障がい者等の世帯を対象に、降雪時の自宅玄関前から公道までの歩行路を確保するため、市が社会福祉協議会に委託する事業として実施している。

また、社会福祉協議会は除雪サービスの担い手である対象者が居住する町内会に対し、交付金として対象世帯1軒あたり年間20,000円を交付している。

(1) 現状と課題

- ① 対象世帯であるかの判定は、各町内会長が民生委員と協議した中で行っているが、個々の状況が多様であるなどから難しい判断であること。
- ② 町内会が受ける交付金の処理が各町内会によって異なっていることが（交付金を町内会の収入とする場合や除雪を行う個人の収入とする場合など）、この事業にかかる問題点として挙げられる場合もあること。
- ③ 高齢化の進展によって対象世帯の一層の増加が懸念されること。
- ④ 担い手側の町内会も高齢化等の要因により、除雪ボランティアの引き受け手がない地域もあること。
- ⑤ サービス受給者(対象世帯)には感謝の気持ちが薄れている面が見られるなど、地域のボランティア活動によって成り立っているという認識が薄れてきていること。（「金をもらっているいるんだから」という意識が強くなってきている。）
- ⑥ 降雪状況によって、少ない年で「2回の除雪」ということもあったが、多ければ多いで「割りに合わない」という声もあること。

(2) 対象世帯数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
世帯数	394世帯	411世帯	425世帯	430世帯	478世帯

- 対象者
- ① 概ね75歳以上の一人暮らし又は概ね75歳以上の高齢者世帯
 - ② 重度身体障がい者のひとり暮らし世帯
 - ③ 65歳以上の高齢者世帯で、いずれかが重度身体障がい者であって、その者を介護している世帯

(3) 今後の事業実施における課題等

① 対象世帯の決定(判定)方法の見直し

決定方法は、対象世帯の状況を詳しく把握している町内会と民生委員の判断に頼っているが、客観性という点で地域格差が生じることも歪めないこと。

② 「自助」の観点からは、近くに居住する親族等の支援ということについて、厳格な基準を設けることも必要であること。

③ 「共助」の観点からは、「地域における支えあい活動」の一環として、新たな手法による地域支援体制を検討することも必要であること。

④ 民間事業者による「除雪サービス事業」が実施されているという現状もあることから、NPO法人等を含めた、ボランティア団体等による事業展開等についても検討が必要であること。

⑤ その他